

学校林の歴史

今年度、児童・生徒会総会において、児童生徒の話し合いの中で、「学校林で活動したい。」という提案がありました。その後の教育振興会の話し合いにおいても、学校林の現状について、意見が出されました。そこで、学校林の経緯と現状についてお知らせします。

明治二十九年

＊村会議決によつて、「小学校植栽規定」を設け、学校植林が開始される。
「小学校植栽規定」
第一条 本校ニ於テ訓令第五号ニ基キ樹ヲ栽エ 而シテ三拾ケ年ヲ経過スルトキハ学校基本財産ニ編入スルモノトス（以下略）

昭和二十九年

＊地域内の林業家の指導と援助により、中学生が杉千本を植栽する。
＊中学校長と土地所有者との間に部分林の契約が結ばれる。

昭和三十一年

＊文部省より公益財団法人晃麗育英会が認可され、中学校との間に、四十五年を期間とする「学校部分林契約」が取り交わされた。
＊中学校学校林の隣接地が、公益財団法人晃麗育英会と小学校との間に、「学校部分林契約」が取り交わされた。
＊学校植林記念碑が建てられる。



＊小・中学校とも、それぞれ学校植林運営委員会を設置し、学校・教育振興会・PTA・森林組合・土地所有者が、一体

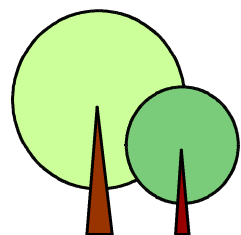
となつて学校林の育成を図つた。
＊これ以降、小・中学校別に年々植栽を進め、その育成を努めた。間伐などで生じた益金は、教育活動の充実のために費やされた。また、各種コンクールにも参加し、優れた成績を収めた。

昭和三十五年

＊県学校植林コンクール 努力賞

昭和五十年

＊小・中学校の併設に伴い、小・中別の学校植林運営委員会是一本化し、その組織が改められる。
＊市教育委員会・PTA・地元林業専門家などの適切な指導のもと、「新しい学校林の在り方」を求めて運営される。
①新しい学校林の在り方
②学校林は勤労精神習得の場であること
③学校林は森林（郷土）学習の場であること
④学校林は児童生徒の憩いの場であること



昭和五十一年

＊県学校林造林コンクール 優良賞

昭和五十二年

＊学校林を使った学習 十回
＊学校林の刈り払い 二回
＊生徒会が火災防止の立て札設置する。

昭和五十三年

＊「学校林実施状況調査
（美しい郷土づくりに励む子ども
の育成を目指して）」を作成する。

＊全国学校植林コンクール 特選



平成二十年

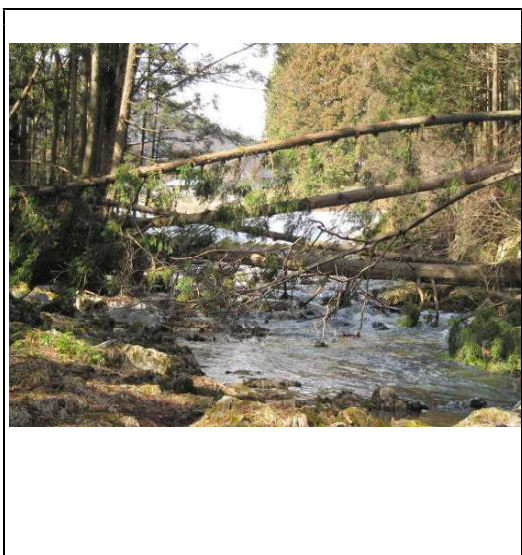
＊元気な森づくり推進事業の実施
＊現地調査・小学五・六年生、中学生の
下草刈りに約三十三人が参加する。

平成二十一年

＊学校林を活用した森林環境教育促進事
業の実施
＊地域の方による間伐作業と橋・ベンチ
等の製作、小学五・六年、中学生の下草
刈り、小学三・四年生の自然観察等に
約六十三人が参加する。

平成二十五年

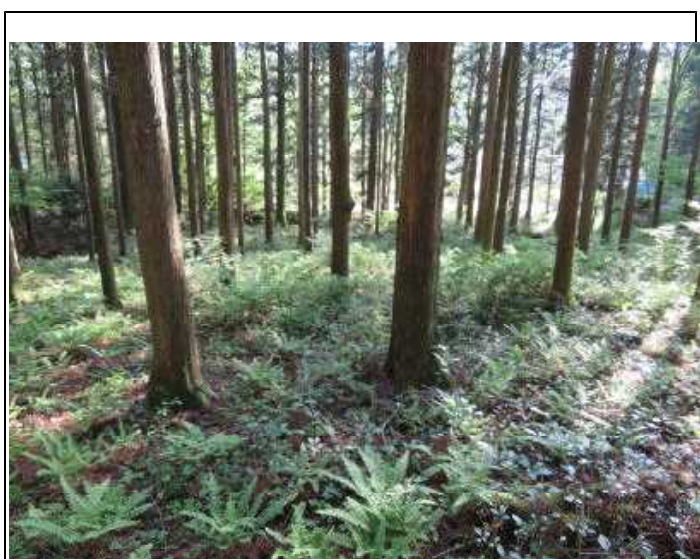
＊大雨の被害にあった学校林



＊公益財団法人晃麗育英会が解散する。
＊学校林地は市に譲渡される。
＊立木は、市と教育振興会で収益を分収
することを目的に、小来川育英林分収契
約を締結する。

平成三十年

＊現在の学校林



＊学校林の経緯と現状をまとめました。
＊これまで育ててきた学校林の経緯を児童
生徒に伝えていくとともに、これからも
学校林を大切に守っていきます。